様式第八十三を次のように改める。

様式第８３（第９５条関係）

事　業　廃　止　届

年　月　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構　殿

住所
氏名又は名称及び法人に
あっては代表者の氏名　印

下記の登録に係る事業は、　年　月　日に廃止したので、計量法第１４６条において準用する第６５条の規定により、届け出ます。

１　登録年月日及び登録番号
２　計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地
３　第９０条第１項の区分並びに第９０条の２の告示で定める区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び校正測定能力

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
３　事業を廃止した事業所に係る登録証を添付すること。

様式第九十二を次のように改める。

様式第９２（第９６条関係）

登　録　事　業　者　報　告　書

年　月　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構　殿

報告者　住所
氏名又は名称及び法人に
あっては代表者の氏名

計量法施行規則第９６条の規定により、次のとおり報告します。

１　事業所の名称等

年　度	計量器の校正等の事業を行う事業所の名称	登録年月日及び登録番号

２　校正等を行った件数等

第９０条第１項の区分	計量器の校正等を行った件数	証明書の発行件数

証明書を付して販売し、又は貸し渡した計量器又は標準物質の種類	数量

３　校正事業に使用する計量器又は標準物質の区分ごとの種類等

計量器等の種類	数量	証明書の発行番号及び発行年月日

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　２項については、特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質により計量器の校正等を行った場合と、それ以外のものによって計量器の校正等を行った場合を分けて記載すること。
３　３項については、特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質とそれ以外のものを分けて記載すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。